

# 附 則

# 附 則

## 1 この需給約款の実施期日

この需給約款は、2019年10月1日から実施いたします。

## 2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

供給電圧と異なった電圧で計量される場合の使用電力量および最大需要電力は、託送約款等に定めるところにより、計量された使用電力量および最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

## 3 臨時電力の力率にかかわる取扱い

臨時電力の適用を受ける、契約電力が500キロワット未満のお客さまの力率は、18（臨時電力）(3)ハにかかわらず、当分の間、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。

## 4 需給約款等の変更にかかわる取扱い

2（需給約款等の変更）(1)および(2)は、附則1（この需給約款の実施期日）にかかわらず、2020年3月31日までの間、次のとおりといたします。

- (1) 当社は、この需給約款または別に定める料金表[高圧]（以下「料金表」といいます。）を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款 [高圧] または料金表[高圧]によります。
- (2) お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定

もしくは改廃により、この需給約款または料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この需給約款または料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気需給約款〔高圧〕または料金表〔高圧〕によります。